

相馬労働基準監督署発表  
令和8年3月10日（火）

【照会先】  
相馬労働基準監督署  
署長 小野 寧康  
○監督・安衛課長 石川 裕貴  
（電話）0244(36)4175

報道関係者 各位

## 労働基準法違反容疑で書類送検

～虚偽の陳述及び虚偽の記載をした書類を提出した疑い～

相馬労働基準監督署（署長 小野 寧康）は、本日、有限会社ウインズトラベル及び同社労務人事部マネージャーを、労働基準法違反の疑いで福島地方検察庁に書類送検しました。

### 【事件の概要】

労働基準監督官の臨検に対して、虚偽の陳述をし、また、虚偽の記載をした帳簿書類を提出した疑い。

### 1 被疑者

- (1) 有限会社ウインズトラベル  
所在地：福島県双葉郡檜葉町大字井出  
事業内容：一般貸切旅客自動車運送業
- (2) 労務人事部マネージャーA

### 2 違反条文

被疑者有限会社ウインズトラベル、被疑者Aともに、労働基準法違反  
同法第120条第4号  
同法第121条第1項（両罰規定）

### 3 被疑内容

労働基準法では、労働基準監督官は、事業場に立入調査を行い、その際に帳簿書類の提出を求めたり、事業場の使用者や労働者に対して質問をしたりする権限が規定されていますが、令和7年5月22日、被疑者Aは、南相馬市に所在する有限会社ウインズトラベル南相馬営業所への労働基準監督官の立入調査に対して、虚偽の帳簿書類を提出し、また、虚偽の陳述をした疑いがあるものです。

【参照条文】

## ○労働基準法

(労働基準監督官の権限)

第百一条 労働基準監督官は、事業場、寄宿舍その他の附属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる。

(第2項 略)

(罰則)

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

(第1号乃至第3号及び第5号 略)

四 第百一条(第百条第三項において準用する場合を含む。)の規定による労働基準監督官又は女性主管局長若しくはその指定する所属官吏の臨検を拒み、妨げ、若しくは忌避し、その尋問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類の提出をした者

第百二十一条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

(第2項 略)